

耐震

プロジェクト「TOUKAI」(東海・関東) IC(七〇)
耐震補強工事などの補助金額を増額しました

県が発表した第四次地震被害想定では、市内で揺れや津波などにより、約1万1000棟もの建物の全壊などや約1万4000人も死者が想定されています。巨大地震から自らの命を守るには、まずは安全な場所へ避難する必要があります。そして、いち早く避難するには住宅やブロック塀などの倒壊により、建物内に閉じ込められたり、避難経路が妨げられたりしていないことが重要です。市では、市民の生命や財産を守るため、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震化工事やブロック塀の撤去などについて、支援してきました。

は、10万円の上乗せ補助を行って来ました。今回の改正では、次のとおり補助金額が増額されました。また、市の将来を支える子どもたちを守るため、新たに、中学生以下の子どもがいる世帯に対する35万円の上乗せ補助を創設しました。

- 「一般世帯」 *増額
45万円 ↓ 60万円
- 「高齢者のみ世帯など」 *増額
55万円 ↓ 80万円
- 「子育て世帯」 *新設
45万円 (*一般世帯)
↓ 80万円

ブロック塀等撤去事業

この事業では、木造住宅の倒壊により、死傷したり、避難の妨げになることがないように、耐震改修を行う一般世帯および65歳以上の高齢者のみ世帯などに助成を行い、高齢者のみ世帯などについて

この事業では、ブロック塀などの倒壊により、避難経路が寸断されることを防ぐため、誰もが通行できる道路沿いのブロック塀などの撤去を対象に、「敷地あたり5万円を上乗せして助成を行って来ました。今回の改正では、次のとおり増額されました。

- 「一敷地あたり」 *増額
5万円 ↓ 10万円

問い合わせ 都市計画課 前田 ☎(53) 2633

【事業の対象と流れ】

「木造住宅耐震補強事業に対する補助金」

対象 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した、耐震補強工事をしていない木造住宅

流れ

■ステップ1 (わが家の専門家診断)
市が派遣する専門家(相談士)による無料の耐震診断を受ける。
申請方法 電話などで申し込む。

■ステップ2 (補強計画の作成)
ステップ1で倒壊の可能性があると判断され、補強工事を希望する場合は、耐震補強計画を作成する。
補助金額 上限9万6千円(ステップ1のわが家の専門家診断を実施していない場合は、上限10万2千円)
*高齢者のみで構成される世帯などには上乗せ補助あり。
申請方法 都市計画課に事前に申請書を提出する。

・ステップ2の補強計画に基づいて、耐震補強工事を行う。
補助金額 1棟60万円(高齢者のみ世帯、中学生以下の子どもがいる子育て世代などは80万円)
申請方法 都市計画課に事前に申請書を提出する。

「ブロック塀等撤去事業に対する補助金」

対象 誰もが通行可能な道路沿いにあるブロック塀など(4段以上または、高さ80cm以上)の撤去や「緊急輸送路・避難路・避難地」に接しているブロックの改修
補助金額 ▼撤去 一敷地 10万円 ▼改修 一敷地 25万円
申請方法 都市計画課に事前に申請書を提出する。



筋交を入れて耐震補強する住宅

募集

やる気と情熱を持ったあなた
平成26年度採用の職員を追加募集します

問い合わせ 人事研修課 横山 ☎(23) 0051

平成26年度採用の職員を追加で募集します。

募集人員概要

- 職種・採用人数
- ①事務職員 若干名
- ②保健師 若干名
- ③精神保健福祉士 1人程度
- ④社会福祉士 1人程度

受験資格

- ① 昭和53年4月2日以降に生まれ、4年生大学を卒業(見込み含む)している人
- ② 昭和53年4月2日以降に生まれ、保健師の資格を取得(見込み含む)している人
- ③ 昭和29年4月2日以降に生まれ、精神保健福祉士の登録を受けた後、社会福祉施設などで実務経験が3年以上ある人
- ④ 昭和29年4月2日以降に生まれ、社会福祉士の登録を受けた後、社会福祉施設などで実務経験が3年以上ある人

1次試験

試験日 11月30日(土)

会場 市史料館
 試験内容

- ①、② 一般教養試験(マークシート方式)、論文
 - ③、④ 論文、面接
- 申込方法 市役所榛原庁舎(人事研修課)、相良庁舎(相良窓口課)、または市のホームページにある申込書とエントリーシートに必要事項を記入し、顔写真を貼り付け、人事研修課に提出または郵送する。
- 申込期限 11月11日(日) *必着
 申込先 市役所人事研修課
 〒421-0495
 静波447番地1

2次試験

試験時期 12月下旬を予定
 試験内容 ▼全職種 面接
 *1次試験合格者に詳細を通知します。③、④の職種は、2次試験で可否を決定します。

3次試験

試験時期 平成26年1月を予定
 試験内容 ▼①、② 面接
 *詳細はお問い合わせください。

税金

11月と12月は滞納整理強化月間
税金は納期限までに納めましょう

問い合わせ 納税課 名波 ☎(23) 0022

納税は国民の3大義務の1つで、市税も納期限までに納めなければなりません。納付していただいた市税は、市を運営するための重要な財源となっています。多くの市民の皆さんには、納期限までに納税していただいている方が、中には税金を滞納している方もいます。

市税の滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスの提供に支障をきたすこととなります。

税金を滞納すると…

税金を納期限内に納めなかった場合、延滞金や督促手数料が発生し、本来納付すべき税額よりも多い金額を納めることとなります。また、滞納をそのままにした場合、納期限までに納めた方との公平性を図るため、延滞金を含めた滞納税額を差し押さえなどにより、強制的に徴収することとなります。この滞納処分は、滞納者の意思に関わりなく強制的に執行するものです。滞納処分を受けると、滞納者は経済的な不利益を負うだけでなく、社会的信用も失うことにもなりかねません。

*税金を納期限までに納めなかった方には督促状を送付しています。督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合には、滞納者の財産を差し押さなければならぬ」と法律で定められています。

11月と12月は「滞納整理強化月間」

県内の全市町では、納期限までに納めた方との公平性を確保するため、県と連携して11月と12月を「滞納整理強化月間」に設定して、徴収の強化に取り組んでいます。

納税が困難な場合は早めの納税相談を

本人や家族の病気、事業の廃止や経営不振、失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に収めることが困難な場合や、すでに滞納している方は、そのままにせず納付方法などについて、必ず納税課にご相談ください。
 *毎週水曜日は、夜間窓口を午後7時まで行っていますので、ぜひご利用ください。